

## 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

### -飲食料品製造業分野の基準について-

平成 31 年 3 月

法務省・農林水産省編

(制定履歴)

平成 31 年 3 月 20 日公表

令和元年 11 月 29 日一部改正

令和 2 年 2 月 28 日一部改正

令和 4 年 8 月 30 日一部改正

令和 5 年 8 月 31 日一部改正

令和 6 年 2 月 15 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 7 月 23 日一部改正

令和 8 年 8 月 28 日一部改正

- 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、飲食料品製造業分野においては、「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和 8 年 1 月 23 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。
- また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、飲食料品製造業分野についても、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の表の法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動の項の下欄第 6 号等の規定に基づく飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年農林水産省告示第 526 号。以下「告示」という。）において、飲食料品製造業固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、

飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

## 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 第1 特定技能外国人が従事する業務・ . . . . .          | 4  |
| 第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等・ . . . . .       | 7  |
| 第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準・ . . . . .  | 14 |
| 第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準・ . . | 19 |
| 第5 上陸許可に係る基準・ . . . . .               | 21 |
| 第6 育成・キャリア形成プログラム・ . . . . .          | 23 |

## 第 1 特定技能外国人が従事する業務

## 【関係規定】

法別表第 1 の 2 「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第 2 条の 5 第 1 項から第 4 項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第 1 条第 1 項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第 2 条の 5 第 1 項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成 31 年法務省令第 6 号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

第二 特定技能制度に関する事項

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

（1）業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

飲食料品製造業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理の作業）に付随的に従事することは差し支えない。

ア 1 号特定技能外国人

上記 1（1）ア①の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記 1

(1) ア②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記1(2)ア(ア)の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

第三（略）

第四 経過措置

第二1(1)ア①及び同(2)ア(ア)で定める技能水準並びに第二2(1)ア及び同イで設定する業務区分及び従事する業務については、閣議決定日から令和9年3月31日までの間は、なお従前の例による。

【業務内容】

- 飲食料品製造業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた試験等の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理の作業）に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。なお、分野別運用方針第二2(3)⑦に掲げる産業のうち、総合スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）及び食料品スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）に該当する事業所においては、関連業務としても販売業務に従事することは認められません。
- 1号特定技能外国人
 

分野別運用方針第二1(1)に定める試験及び分野別運用方針第二2(1)アに定める業務に従い、第二1(1)アの試験合格により確認された技能を要するものであって、飲食料品製造業（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）の業務又は水産加工業（水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保）の業務に幅広く従事しなければなりません。
- 分野別運用方針別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に記載している飲食料品製造業の業務区分における「飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工」とは、原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等をいいます。単なる選別、包装（梱包）のみの作業を行う行為は、製造・加工には当たりません。分野別運用方針別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に記載して

いる水産加工業の業務区分における「水産加工品の製造・加工」とは、原料（魚介藻類）の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥、冷凍冷蔵等の一連の生産行為等をいいます。単なる選別、包装（梱包）のみの作業を行う行為は、製造・加工には当たりません。また、「安全衛生の確保」とは、使用する機械に係る安全確認、作業者の衛生管理等、業務上の安全衛生及び食品衛生の確保に係る業務をいいます。

○ 2号特定技能外国人

分野別運用方針第二1（2）アに定める試験及び分野別運用方針第二2（1）イに定める業務に従い、第二1（2）アのいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要するものであって、飲食料品製造業（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）又は水産加工業（水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保）に加え、複数の技能者を指導しながら、衛生管理、安全衛生管理、品質管理、納期管理、コスト管理、従業員管理、原材料管理等に従事しなければなりません。なお、2号特定技能外国人は、事業所責任者（工場長等）が行う飲食料品製造業又は水産加工業に関する管理業務を補助することを前提に、役職等が与えられた上で当該業務に従事しなければなりません。

【相談窓口】

- 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が飲食料品製造業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

＜飲食料品製造業＞

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1－2－1  
TEL 03-6744-1869

＜水産加工業＞

水産庁漁政部加工流通課加工振興班  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1－2－1  
TEL 03-6744-2349

【確認対象の書類】

- 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第13－1号）（特定技能所属機関）

## 第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

## 【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

二（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

（1）1号特定技能外国人

飲食料品製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、

次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

次のいずれかの試験

- ① 別表 1 の a. 技能水準の欄に掲げるもの
- ② 別表 3 の d. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A2.2 相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

飲食料品製造業分野において特定技能 2 号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア 技能水準

（ア）技能水準

別表 2 の a. 技能水準の欄に掲げるもの

（イ）実務経験

飲食料品製造業分野において、複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を要件とする。

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の B 1 相当以上の水準と認められるもの

第三（略）

第四 経過措置

第二 1（1）ア①及び同（2）ア（ア）で定める技能水準並びに第二 2（1）ア及び同イで設定する業務区分及び従事する業務については、閣議決定日から令和 9 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

○ 「飲食料品製造業特定技能 1 号評価試験」（分野別運用方針第二 1（1）アの試験区分）

当該試験は、食品等を衛生的に取り扱う基本的な知識を有しており、飲食料品の製造・加工作業について、特段の育成・訓練を受けることなく、直ちに HACCP（原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム）に沿った衛生管理に対応できる程度の業務に従事できるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、飲食料品製造業業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。



○ 「水産加工業特定技能1号評価試験」(分野別運用方針第二1(1)アの試験区分)

当該試験は、食品等を衛生的に取り扱う基本的な知識を有しており、水産加工品の製造・加工作業について、特段の育成・訓練を受けることなく、直ちにHACCP(原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム)に沿った衛生管理に対応できる程度の業務に従事できるレベルであることを認定するものであり、試験の合格者は、水産加工業業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

○ 「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上

※ 以下のいずれかの試験の合格

- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic) A2.2相当以上
- ・ 日本語能力試験(JLPT) N4以上

※ 特定技能1号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習2号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、令和9年4月1日以降も当分の間、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません(対象となる技能実習2号の職種・作業については別表参照。)

この場合において、当該技能実習2号を良好に修了した者は、特定技能移行後も飲食料品製造業区分及び水産加工業区分のどちらの業務区分においても業務に従事可能であり、転職可能です。

また、技能実習2号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって上記日本語能力を有していることが証明されたこととします(別途証明は不要です。)

【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

○ 「飲食料品製造業特定技能2号評価試験」(分野別運用方針第二1(2)アの試験区分)

当該試験は、飲食料品(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工及び安全衛生

の確保)に関する作業を自らの判断で適切に行うことができる能力を有していることを認定するものであり、この試験の合格者(かつ、以下の実務経験の基準を満たす者)は、飲食料品製造業業務区分において熟練した技能を有するものと認められます。

○ 「水産加工業特定技能2号評価試験」(分野別運用方針第二1(2)アの試験区分)

当該試験は、水産加工業(水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保)に関する作業を自らの判断で適切に行うことができる能力を有していることを認定するものであり、この試験の合格者(かつ、以下の実務経験の基準を満たす者)は、水産加工業業務区分において熟練した技能を有するものと認められます。

- ・ 自らの業務区分において複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を2年以上有することが必要です。

「複数の従業員を指導しながら作業に従事し」とは、2名以上の技能実習生、アルバイト従業員及び特定技能外国人等を指し、指導・監督を受ける者は日本人を含み、国籍は問いません。また、指導・監督を行う技能実習生、アルバイト従業員及び特定技能外国人等は必ずしも同一人物でなくてもよく、また職場の状況やシフトの都合等により一部の期間又は時間において、2人以上の指導・監督を行わない期間又は時間があっても差し支えありません。この場合の「指導する」とは、作業員に対し直接又は間接的に作業工程等について主導することを想定し、「工程を管理する者」とは、飲食料品製造業分野の対象業種や工場等の規模にもよりますが、事業所責任者(工場長等)が行う飲食料品製造業に関する管理業務を補助するものとし、例えば、担当部門長、ライン長、班長等のような役職であることが必要です。

- ・ 実務経験を客観的に証明するものとして、1号特定技能外国人を「工程を管理する者」として従事させる際は、客観的に証明する書類、例えば辞令や職務命令書等をもって、上記に例示した役職を命じ、業務に従事させてください。

※ 令和5年6月9日時点で、飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人として本邦において就労している期間が2年6か月を超える者については、当該時点における特定技能1号の通算在留期間の5年の残余の期間から6か月を減じた期間を目安とした管理等実務経験を積んでいること。

○ 「日本語教育の参照枠」B1相当以上(※)

※ 以下の試験の合格

- ・ 日本語能力試験(JLPT)N3以上

※ C E F RのB1 相当以上を判定された場合に限る。

※ 令和9年4月1日以降、特定技能2号においては「日本語教育の参照枠」B1 相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。

### 【経過措置】

- 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定）による廃止前の分野別運用方針5（1）に掲げる業務区分「飲食料品製造業全般」は、令和9年4月1日以降、「飲食料品製造業」と「水産加工業」に切り分けられます。
- 新分野別運用方針第四に定める経過措置の期間満了後については、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定）による廃止前の分野別運用方針に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなします。

※ 令和9年3月31日までに飲食料品製造業特定技能1号評価試験を受験した者のうち、当該試験に合格した者については、飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験に合格したものとみなします。また、令和9年3月31日までに飲食料品製造業特定技能2号評価試験を受験した者のうち、当該試験に合格した者については、飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験に合格したものとみなします。

| 旧試験区分               | 新試験区分             |
|---------------------|-------------------|
| 飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験 | 飲食料品製造業特定技能1号評価試験 |
|                     | 水産加工業特定技能1号評価試験   |
| 飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験 | 飲食料品製造業特定技能2号評価試験 |
|                     | 水産加工業特定技能2号評価試験   |

### 【確認対象の書類】

<特定技能1号の場合>

○ 試験合格者の場合

・ 技能水準を証するものとして、次のいずれか

「飲食料品製造業特定技能1号評価試験」の合格証明書の写し

「水産加工業特定技能1号評価試験」の合格証明書の写し

・ 日本語能力を証するものとして、次のいずれか

国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書（A2.2 相当以上）の写し

日本語能力試験（N4 以上）の合格証明書の写し

＊ただし、修了した技能実習２号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習２号を良好に修了した者は、この事実及び技能に係る試験の合格をもって飲食料品製造業分野において特定技能１号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（Ｎ４以上）を受験し、合格する必要はありません。

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習２号修了者の場合

- ・技能実習２号修了時の技能検定等に合格している場合に次のいずれか（飲食料品製造業）

缶詰巻締技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し

食鳥処理加工業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し

牛豚食肉処理加工業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し

ハム・ソーセージ・ベーコン製造の技能検定（３級）の実技試験の合格証明書の写し

パン製造の技能検定（３級）の実技試験の合格証明書の写し

惣菜製造業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し

農産物漬物製造業技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し（水産加工業）

水産加工食品製造業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し

水産練り製品製造の技能検定（３級）の実技試験の合格証明書の写し

- ・技能実習２号修了時の技能検定等に合格していない場合

技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）

＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第４章第１節（３）技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能２号の場合＞

- ・技能水準を証するものとして、次のいずれか

「飲食料品製造業特定技能２号評価試験」の合格証明書の写し

「水産加工業特定技能２号評価試験」の合格証明書の写し

- ・日本語能力を証するものとして次のもの

日本語能力試験（Ｎ３以上）の合格証明書の写し（ＣＥＦＲのＢ１相当以上を判定された場合に限る。）

＊令和９年４月１日以降、特定技能２号においては「日本語教育の参照枠」Ｂ１相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。

【留意事項】

＜特定技能１号＞

- 技能実習２号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、当該技能実習２号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習２号修了時の技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

＜特定技能２号＞

- 特定技能２号評価試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。  
実務経験を証明する書面等については、「飲食料品製造業分野（飲食料品製造業務）特定技能評価試験実施要領」又は「飲食料品製造業分野（水産加工業務）特定技能評価試験実施要領」を御確認いただくか、農林水産省へ御確認ください。

### 第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

#### 【関係規定】

##### 特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

##### 告示第2条

飲食物品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 一 中分類09―食料品製造業
- 二 小分類101―清涼飲料製造業
- 三 小分類103―茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
- 四 小分類104―製氷業
- 五 小分類583―食肉小売業（ただし、食料品製造を行うものに限る。）
- 六 細分類5621―総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）
- 七 細分類5811―食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）
- 八 細分類5861―菓子小売業（製造小売）
- 九 細分類5863―パン小売業（製造小売）
- 十 細分類5896―豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。）

##### 第3条

飲食物品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準

は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 二 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 三 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
- 五 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。
- 六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を飲食料品製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

#### 【特定技能所属機関及び事業所】

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 飲食料品製造業分野の特定技能外国人を雇用できる事業所は、主として次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。
  - ① 中分類 09－食料品製造業
  - ② 小分類 101－清涼飲料製造業
  - ③ 小分類 103－茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
  - ④ 小分類 104－製氷業
  - ⑤ 小分類 583－食肉小売業（食料品製造を行うものに限る。）
  - ⑥ 細分類 5621－総合スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）
  - ⑦ 細分類 5811－食料品スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）
  - ⑧ 細分類 5861－菓子小売業（製造小売）
  - ⑨ 細分類 5863－パン小売業（製造小売）
  - ⑩ 細分類 5896－豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（豆腐・かまぼこ等加工食

品の製造を行うものに限る。)

なお、飲食料品製造業分野には、酒類製造業、塩製造業、医薬品製造業、香料製造業、飲食料品卸売業、各種商品小売業（上記⑥を除く）、飲食料品小売業（上記⑤、⑦～⑩を除く）、ペットフード等の飼料製造業などは含まれません。

- 事業所の定義は、総務省告示第 256 号（以下「日本標準産業分類」という。）『3 第 1 章 第 2 項「事業所の定義」』に従い、その経済活動に次の 2 つの要件が備わっているものをいいます。

- (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
- (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とします。

このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿（以下「経営諸帳簿」という。）により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本です。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。

- 事業所の産業分類については、日本標準産業分類『3 第 1 章 第 6 項「事業所の分類に際しての産業の決定方法」』に従い決定します。

産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定しますが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定します。この場合の主要な経済活動とは、生産される製品の直近の売上高によって決定し、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定します。

ただし、賃加工と自社品製造を行う場合など、売上高だけで判断することが適当ではないと考えられる場合においては、売上高を代理する指標として、生産される製品の産出額、販売額又はそれらの活動に要した従業員数等を用いることとします。

- 飲食料品卸売業者若しくは飲食料品小売業者の専用工場（いわゆるプロセスセンター）又は外食業事業者の集中調理施設（いわゆるセンター方式であるセントラルキッチンや集中調理施設の給食センター）等の独立した事業所で飲食料品の製造・加工を営む事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。



他方で、小売業を営む事業所（上記⑤～⑩を除く）が、事業所内の一区画で飲食料品の製造・加工を行う場合は、主要な経済活動が飲食料品の製造・加工ではないため、飲食料品製造業分野の対象となりません。

- 総合スーパーマーケット及び食料品スーパーマーケット（以下、「スーパーマーケット」と総称する。）については、青果物加工、鮮魚加工、食肉加工、ベーカリー製造、そう菜製造等の食料品製造が行われている事業所を飲食料品製造業分野の対象とします。
- 上記⑤、⑧～⑩は、自ら製造した製品をその店舗において個人又は家庭用消費者に販売する（製造と小売が不可分一体の）事業形態であることから、飲食料品製造業分野の対象とします。
- 製造請負の場合も、主として上記日本標準産業分類のいずれかに掲げるものを行っている事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。  
ただし、製造・加工の付随業務（例：箱詰めや荷役業務など）のみを行っている場合や人材派遣の場合は対象外です。

#### 【協議会】

- 特定技能所属機関が、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他関係者で構成される食品産業特定技能協議会（以下、「協議会」という。）に加入する際に、協議会が求める場合には、分野別運用方針第二２（３）⑦に示した日本標準産業分類に該当する事業所であることが分かる書類（例えば、登記事項証明書、定款の写し、決算書類等の売上高が確認できる書類、保健所長の営業許可の写し等）を協議会に提出しなければなりません。
- 特定技能所属機関が、飲食料品製造業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- なお、特定技能外国人の所属する事業所が上記⑥又は⑦の場合、協議会への加入に際し、特定技能外国人を販売業務に従事させない旨の誓約書を提出していただく必要があります。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能所属機関が１号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- 特定技能外国人に対して、キャリアアッププランのイメージをあらかじめ設

定し、雇用契約を締結する前に書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明しなければなりません。

〈キャリアアッププランの内容の例〉※任意様式

- ・ 想定されるキャリアルート（※）
- ・ 各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数
- ・ レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など
- ・ 職務上の地位・賃金をはじめとする処遇向上など

※ 前述の「経過措置」のとおり、令和9年4月1日以降、飲食料品製造業分野の飲食料品製造業全般の業務区分から、水産加工業の業務区分は切り分けられますが、水産加工業の業務区分で受け入れる外国人の採用に当たっては、雇用契約を締結する際に転職できる範囲（原則として同一の業務区分内に限ること等）を含むキャリアパスや待遇等について丁寧に説明し、同意を得る必要があることが協議会で定められています。

- 特定技能外国人から飲食料品製造業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面を交付しなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができなくなります。
- 協議会において、飲食料品製造業分野の対象でないと判断された場合には、特定技能外国人を雇用することはできませんので、飲食料品製造業分野の受入れ対象事業所の可否について疑義がある場合は、当協議会の加入申請をする前に問い合わせ願います。詳細は、以下の連絡先にお問い合わせください。

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・国際グループ

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

TEL 03(6744)2397

#### 【確認対象の書類】

- 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 13-1 号）（特定技能所属機関）
- 協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）
- 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 13-2 号）（登録支援機関）
- 協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）

## 第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

## 【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

## 告示第3条

飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 二 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 三 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
- 五 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。
- 六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を飲食料品製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第

7号に基づき告示をもって定めたものです。

- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様となっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

## 第5 上陸許可に係る基準

### 【関係規定】

#### 上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

#### 上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

#### 告示第1条

飲食料品製造業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

### 【労働者派遣】

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、飲食料品製造業分野に特

有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

**【確認対象の書類】**

- 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第13－1号）（特定技能所属機関）

## 第6 育成・キャリア形成プログラム

### 【関係規定】

分野別運用方針（抜粋）

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

（1）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

農林水産省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る飲食料品製造業分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。飲食料品製造業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数
- ② レベルアップするときに必要な経験、実績・資格・検定など

- 飲食料品製造業分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び特定技能所属機関等において、受け入れる外国人の計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針となります。
- 飲食料品製造業分野における育成プログラムは、農林水産省のホームページに掲載されますので、適切に参照し活用してください。

別表（飲食料品製造業）

| 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務 |         |                                      | 技能水準及び評価方法等       | 日本語能力水準及び評価方法等                                                                            | 令和9年4月1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号 |                 |
|----------------------|---------|--------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------|
|                      |         |                                      |                   |                                                                                           | 職種                                           | 作業              |
| 特定技能1号               | 飲食料品製造業 | 飲食料品製造業（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保） | 飲食料品製造業特定技能1号評価試験 | 【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】<br>・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上<br>又は<br>・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上 | 缶詰巻締                                         | 缶詰巻締            |
|                      |         |                                      |                   |                                                                                           | 食鳥処理加工業                                      | 食鳥処理加工業         |
|                      |         |                                      |                   |                                                                                           | 牛豚食肉処理加工業                                    | 牛豚部分肉製造         |
|                      |         |                                      |                   |                                                                                           |                                              | 牛豚精肉商品製造        |
|                      |         |                                      |                   |                                                                                           | ハム・ソーセージ・ベーコン製造                              | ハム・ソーセージ・ベーコン製造 |
|                      |         |                                      |                   |                                                                                           | パン製造                                         | パン製造            |
|                      |         |                                      |                   |                                                                                           | そう菜製造業                                       | そう菜加工           |
|                      | 水産加工業   | 水産加工業（水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保）          | 水産加工業特定技能1号評価試験   |                                                                                           | 農産物漬物製造業                                     | 農産物漬物製造         |
|                      |         |                                      |                   |                                                                                           | 加熱性水産加工食品製造業                                 | 節類製造            |
|                      |         |                                      |                   |                                                                                           |                                              | 加熱乾製品製造         |
|                      |         |                                      |                   |                                                                                           |                                              | 調味加工品製造         |
|                      |         |                                      |                   |                                                                                           |                                              | くん製品製造          |
|                      |         |                                      |                   |                                                                                           | 非加熱性水産加工食品製造業                                | 塩蔵品製造           |
|                      |         |                                      |                   |                                                                                           |                                              | 乾製品製造           |
| 発酵食品製造               |         |                                      |                   |                                                                                           |                                              |                 |
|                      |         |                                      |                   | 調理加工品製造                                                                                   |                                              |                 |
|                      |         |                                      |                   | 生食用加工品製造                                                                                  |                                              |                 |
|                      |         |                                      |                   | 水産練り製品製造                                                                                  | かまぼこ製品製造                                     |                 |



|        |         |                                                    |                                                                                                            |                                                                        |   |   |
|--------|---------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---|---|
| 特定技能2号 | 飲食料品製造業 | 飲食料品製造業（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務 | ① 飲食料品製造業特定技能2号評価試験<br>② ①の合格に加えて、実務経験要件（飲食料品製造業の業務区分において複数の従業員を指導しながら飲食料品製造の作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験） | 【「日本語教育の参照枠」B1相当以上】<br>・ 日本語能力試験（JLPT）N3以上<br>（CEFRのB1相当以上を判定された場合に限る） | — | — |
|        | 水産加工業   | 水産加工業（水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務          | ① 水産加工業特定技能2号評価試験<br>② ①の合格に加えて、実務経験要件（水産加工業の業務区分において複数の従業員を指導しながら、水産加工の作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験）      |                                                                        | — | — |

※ 業務区分及び従事する業務については、閣議決定日から令和9年3月31日までの間は、なお従前の例による。